



学生，院生の特許実務研修

- 所長，学生のインターンシップ報告 -

会員 鈴木 正剛

本年夏，電気通信大学の学生を2名，同大学出身の弁理士によって構成されている会（ならびの会）の依頼により，インターンとして受け入れた結果をご報告します。

同大学からは，院生，学部生の合計6名が，当所（鈴木国際特許事務所）を含め，伊東国際特許事務所（所長伊東忠彦氏），田辺特許事務所（所長 田辺恵基氏）の3事務所に2名ずつ受け入れられたと聞いております（特許事務所が受入先になるのは初めてであるとも）。

同大学のインターンシップでは，インターン（学生）が，約1ヵ月の間に90時間の実習を行うことによって，所定数の単位が与えられます。受入先では，無給で，交通費と昼食費のみを支給することになっています。

当所では，8月18日～9月14日のうち約90時間をインターンシップのために割り当て，秘密保持契約等をインターンと結んだ後，所内各弁理士による調査実習，IT活用実習，中間書類・特許明細書（研修用）の作成実習，当所が関わる特許裁判の傍聴，特許庁見学（同大学出身の審査官の協力による），当所クライアント見学，イベント先への派遣等を行いました。

当所で受け入れた2名のインターンは，いずれも単位取得が目的ではなく，純粋に社会勉強のつもりでやってきたようです。結局，インターンシップの期間は，彼らの希望により9月27日まで延び，1名は26日間150時間，もう1名は25日間145時間の実習時間となりました。大学に戻って弁理士業界のアピールをすることを約束してもらい，インターンシップを終了しました。

システム工学科3年 石井 敦史

インターンシップを通じて得ることのできた知識は，今後，社会人として仕事をしていく上で非常に大きな意義のあるものになると思います。インターンシップが始まる前までは，特許等に関して漠然とした認識しか持っていませんでした。特許等が一般に公開されていることすら知らず，自分には何の縁も無い話だと思っていたので，この機会を逃していたら，特許等の知的財産に対して興味を持つことは無かったかも知れません。

弁理士の仕事は，常に最新の技術を取り扱うため非常に高度な内容であり，関係書類を作るにあたっては一言一句注意しながら書かなければならないということを知られました。自分たちもその真似ごとをしてみて，普段，何気なく使っている言葉も，いざ文章にしてみると思わぬ意味を持って相手に伝わったり，逆に自分の意図することをうまく伝えることができなかつたりと，改めて言葉の難しさというものを痛感しました。

この仕事の大変さは，実際に働いている人以外にはわかりにくいのですが，そんな大変な仕事だからこそ，非常にやりがいのある仕事でもあるのでしょう。

これまでは，弁理士という職業がどのようなものなのかも良く知りませんでしたが，インターンシップに参加してその仕事に触れ，ごく一部とはいえ，体験することができたことは，とても良い経験になりました。

また，企業内の技術開発者，さらには特許庁の審査官に話を伺う機会を得て，特許に関する情報を色々と知る

本誌では，1月号から本シリーズを再開しました。上昇気流となる原稿をお寄せ下さい。

ことができましたが、それと同時に、今まで自分が特許に関して何も知らず、特許の持つ重要性に全く気づいていなかったという事実を痛感することになりました。また、日本ではまだ、特許等に対する関心や認識が十分なものではないのではないかという気がしました。大学にも特許等に関する授業はありますが、その内容は不十分であると感じます。

これからは、特許を始めとする知的財産保護の重要性を、自分自身を含め、より多くの人々が認識していく必要があることを強く感じました。

量子・物質工学科3年 末吉 央明

実習を終え、知的財産に関わる仕事は非常にやりがいがあり、興味をもてる仕事であると思いました。このような仕事に携わる場合には、常に勉強が欠かせないこと、身につけた知識をいろんな場面で活用する力が必要であることも、事務所の様子を見て強く感じました。厳しい仕事だけに、それがうまくいったときにはさぞかし達成感も大きいただろうと思います。

実習では、練習用の特許明細書を作成し、中間処理といわれる書類作成等を行っていましたが、これまで、一言一言、じっくり意識して文章を書いたことがなかったので、最初は、書いたことの意味が事務所の方々に伝わらなかったり、誤解されたりして、なかなかうまくいきませんでした。言葉の使い方には、細心の注意とセンスが必要であることを身をもって知ることになりました。

いろんな特許をとっている企業や特許庁の見学の機会があり、発明家や審査官から体験談をはじめとする貴重な話を聞くことができました。専門知識を使って仕事している方々の姿に魅力を感じます。特許の裁判を傍聴したり、イベントにも参加しました。このように、通常であればできない貴重な体験ができたのも、機会を作っていただいた同窓の先輩弁理士のおかげであり、感謝申し上げます。

知的財産に興味を持つようになり、特許庁や日本弁理士会のホームページを閲覧する機会が増えたこと、事務所で教えていただいた特許庁電子図書館を時々使うようになったことは、自分の中のちょっとした変化です。大学に戻ったら、いろいろ経験したことを友人にも伝えていくつもりです。これから自分が進む分野には特許等の知的財産が関わってくるのが予想されるので、今回のインターンシップで経験したことを役立てられる日が必ず来ると思っています。

(原稿受領 2001.10.4)

消費税課税のお知らせ

当会におきましては、平成13年度より消費税の課税事業者となりました。これにより平成13年6月1日から、お支払いを受ける際に別途消費税額5%を外税として申し受けることとなりましたので、お知らせします。なお、会費、登録料については、これまで通り非課税となります。